

富山市耐震改修促進計画

(案)

平成20年3月 策定

平成30年5月 改定

富山市

目 次

I. 基本方針	1
1. 計画の目的	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画期間	
4. 計画改定の背景	
5. 想定される地震の被害	
(1) 過去の地震	
(2) 活断層について	
(3) 被害想定	
II. 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	5
1. 住宅の耐震化の現状と目標	
(1) 耐震化の現状	
(2) 目標設定における背景と課題	
(3) 耐震化の目標	
2. 建築物の耐震化の現状と目標	
(1) 耐震化の現状	
(2) 目標設定における背景と課題	
(3) 耐震化の目標	
(4) 公的施設及び災害時に重要な役割を担う施設の耐震化の現状と目標	
III. 建築物の耐震化の促進を図るための施策に関する事項	9
1. 耐震化の取組み実施方針	
(1) 住宅・建築物の耐震化に関する実施方針	
(2) 普及・啓発に関する実施方針	
(3) 地域住民や関係機関との連携に関する実施方針	
2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援	
(1) 住宅耐震化支援	
(2) 国による建築物の耐震化支援	
(3) 国による住宅・建築物に係る税制・融資制度	
3. 大地震に備えた事前対策の推進	
(1) 地震時の総合的な安全対策	
(2) 被災建築物応急危険度判定の体制の整備	
(3) 倒壊により周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家への対策	
(4) 急傾斜地崩壊対策に関する事業	
(5) 宅地耐震化推進に関する事業	
IV. 啓発及び知識の普及に関する事項	15
1. 耐震化の普及啓発	
2. 耐震診断・耐震改修マニュアルの作成	
3. 適切な情報提供の実施	
4. リフォームにあわせた耐震改修の推進	
5. 防災査察・定期報告を活用した啓発活動	
6. 町内会との連携	
7. 所管行政庁との連携	
資料	19

I. 基本方針

1. 計画の目的

本計画は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の新耐震基準が導入（昭和56年6月）される以前の建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進し、市民の生命や財産を保護することを目的として、耐震化の目標と施策を定めます。

地震による住宅・建築物の倒壊の被害を最小限に抑え、それらの耐震性向上策として、富山県と連携し耐震診断・改修を総合的かつ計画的に促進するための基本的な枠組を定めることを目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成28年3月25日国土交通省告示第529号。以下「基本方針」という。）及び「富山県耐震改修促進計画」に基づき策定します。また、本計画は本市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置付けられるもので「富山市総合計画」、「富山市地域防災計画」、「富山市住生活基本計画」と整合を図ります。

3. 計画期間

本計画は、富山県と合わせ平成37年度までとして平成37年度の目標を設定します。社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直し及び計画の改定を行います。

4. 計画改定の背景

平成18年1月26日に改正耐震改修促進法が施行されました。同法に基づき本市では住宅及び建築物の平成27年度時点での耐震化率の目標や耐震改修促進施策を定めた「富山市耐震改修促進計画」を平成20年3月に策定しました。

計画は平成27年度に終期を迎えましたが、引き続き住宅・建築物の耐震化を計画的に進める必要があること、東日本大震災の被害により平成25年に改正耐震改修促進法が施行され、耐震診断及び耐震改修の努力義務が全ての建築物を対象とすることや、不特定多数の者が利用する大規模な建築物に対する耐震診断の義務付け及び診断結果の公表をすること、容積率及び建蔽率の特例措置の創設、安全性に係る認定制度の創設、さらに国における住宅・建築物の耐震化率目標が見直しされたことから、本市における耐震化率の現状をふまえ、計画を見直すものです。

5. 想定される地震の被害

(1) 過去の地震

富山県に關係する歴史地震は、「富山県に被害をもたらした主な歴史地震」(表1)の中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが古文書から確認されています。

また、1933年以降、震度観測点において記録した震度1以上の地震は457回(2015年12月末現在)であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は9回(表2)と全国的にも有感地震の少ない県であります。

表1：富山県に被害をもたらした主な歴史地震

発生年	地震名又は被害の大きかった地域	マグニチュード	被害	震度
863(貞観5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木船城崩壊、白川谷被害多し	5~6
1662(寛文2)	(琵琶湖付近)	7.25~7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	5
1668(寛文8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	5~6
1858(安政5)	飛越地震	7.0~7.1	大鷲・小鷲崩壊、洪水、流出家屋多し	5~6
〃	(大町付近)	5.7		—

※上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧【増補改訂版】」(宇佐美龍夫、1996年)において1900年以前で關係ある記事を記載した。空欄は記載なし。

表2：震度4以上を記録した地震一覧

発生年	震央地名	マグニチュード	被害	震度
1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木4
1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山4
1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山4
1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良4
1993(平成5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4
2000(平成12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部4
2007(平成19)	能登半島沖	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	富山、氷見、滑川、小矢部、 射水、舟橋5弱 高岡、魚津、黒部、砺波、 南砺、上市、立山、入善、 朝日4
2007(平成19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷1	氷見、舟橋4
2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害無し	小矢部4

※「理科年表」(国立天文台、平成13年)及び「富山県気象災異史」(富山地方気象台、富山県、昭和45年)及び「気象庁震度データベース検索」による。

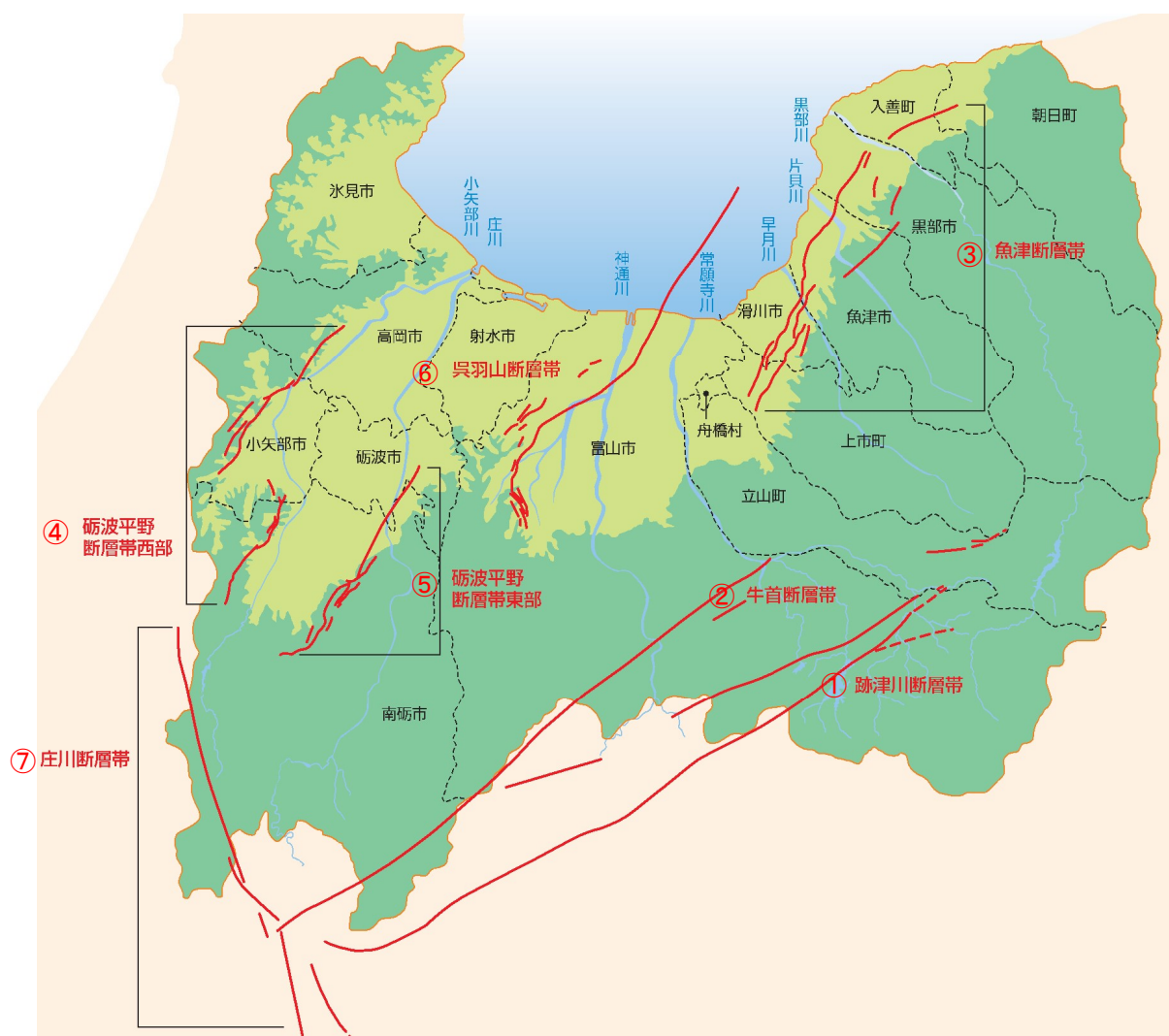
(2) 活断層について

活断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀（約180万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層といいます。

断層は、地震の発生源となりうる断層であり、1891年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、今日では、地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査が実施されています。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会において、活動間隔や次の地震の発生可能性（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表しています。現在公表されている活断層については、次のとおりです。

- ①跡津川断層帯 ②牛首断層帯 ③魚津断層帯 ④砺波平野断層帯西部
⑤砺波平野断層帯東部 ⑥呉羽山断層帯 ⑦庄川断層帯



富山県の断層帯略図

(3) 被害想定

地震には、海洋型地震（十勝沖地震、関東大震災）と内陸型地震（福井地震、阪神・淡路大震災）があるが、過去の記録から、本市に影響を及ぼすおそれのある地震は、呉羽山断層帯をはじめとする大規模な活断層による内陸直下型地震が考えられます。

なお、呉羽山断層帯地震における被害想定は、表3のとおりであるが、これは一定の条件（震度、季節、時間等）を設定し、過去の地震災害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然、異なった予測値となるので、それを前提のもとに取り扱う必要があります。

表3：呉羽山断層帯地震による被害想定

項 目		被 害 予 測 数			
建 物 的 被 害	建 物 分 類	住 宅	非住宅	合 計	
	現 況 (棟)	180,753	65,043	245,796	
	地盤の揺れ	全 壊 (棟)	23,438	5,309	28,747
		半 壊 (棟)	64,214	22,644	86,858
		被害率 (%)	30.7	25.6	29.4
	地盤の液状化	全 壊 (棟)	2,288	0	2,288
		半 壊 (棟)	4,216	0	4,216
		被害率 (%)	2.4	0.6	1.8
	急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	38	0	38
		半 壊 (棟)	137	0	137
		被害率 (%)	0.06	0.00	0.04
	合 計	全 壊 (棟)	25,764	5,309	31,073
		半 壊 (棟)	68,567	22,644	91,211
		被害率 (%)	33.22	25.57	31.20
	火災・延焼	出 火 (棟)	5	5	10
		延 焼 (棟)	-	-	-
合 計 (棟)		5	5	10	
建物屋外付帯物の落下 (棟)		8,254	1,788	10,042	
ブロック塀倒壊	現 況 (件)	58,615			
	倒 壊 (件)	11,401			
自動販売機の転倒	現 況 (件)	32,018			
	転 倒 (件)	1,448			
人 的 被 害	現況人口 (人)	420,307			
	被害項目	死者数	負傷者数	合 計	
	建物の倒壊 (人)	1,444	8,281	9,725	
	急傾斜地崩壊 (人)	2	3	5	
	火災・延焼 (人)	1	6	7	
	各種の塀倒壊 (人)	4	91	95	
	自動販売機の転倒 (人)	0	1	1	
	建物屋外付帯物の落下 (人)	0	7	7	
合 計 (人)		1,451	8,389	9,840	

※富山市地域防災計画による

II. 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

本市の住宅総数は、約160,300戸です。このうち、耐震性のあると思われる住宅戸数は平成25年度時点で約124,000戸となっており、耐震化率は約77%です。

(2) 目標設定における背景と課題

国の定める基本方針では、住宅については現状の82%を平成32年度までに少なくとも95%にするとともに、平成37年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。

耐震化率の目標については、本市の耐震化率の現状（国の82%に対し77%）をふまえれば、全ての住宅の耐震化は難しい状況となっています。

耐震化率向上の要素として、①耐震改修工事の実施、②昭和56年以前の耐震性の無い住宅の建替え又は除却、③新設住宅の増加、の3点が考えられます。平成16年度から平成25年度までの10年間で、約31,600戸（※1）の住宅が新築されていますが、耐震改修工事は約2,500戸（※2）となっており、耐震性を満たす住宅の多くは新築によるものが占めています。

富山県は、1住宅あたりの延べ面積が全国1位（※2）であり大きな住宅が多く、耐震改修工事に費用がかかることや、全国と比較して有感地震が少ないため、地震に対する意識が高くないこと、世帯分離の進行により耐震性の無い住宅の建て替えが進んでいないことが要因となり、全国と比較して耐震化率が低い状況となっています。

これらの状況をふまえ、耐震改修の実施のほか、耐震性を満たす住宅への建替えも含め、意識啓発や周知活動、支援制度の活用施策を推進することを前提とし、目標を設定する必要があります。

（※1）新設住宅着工統計による

（※2）住宅・土地統計調査による

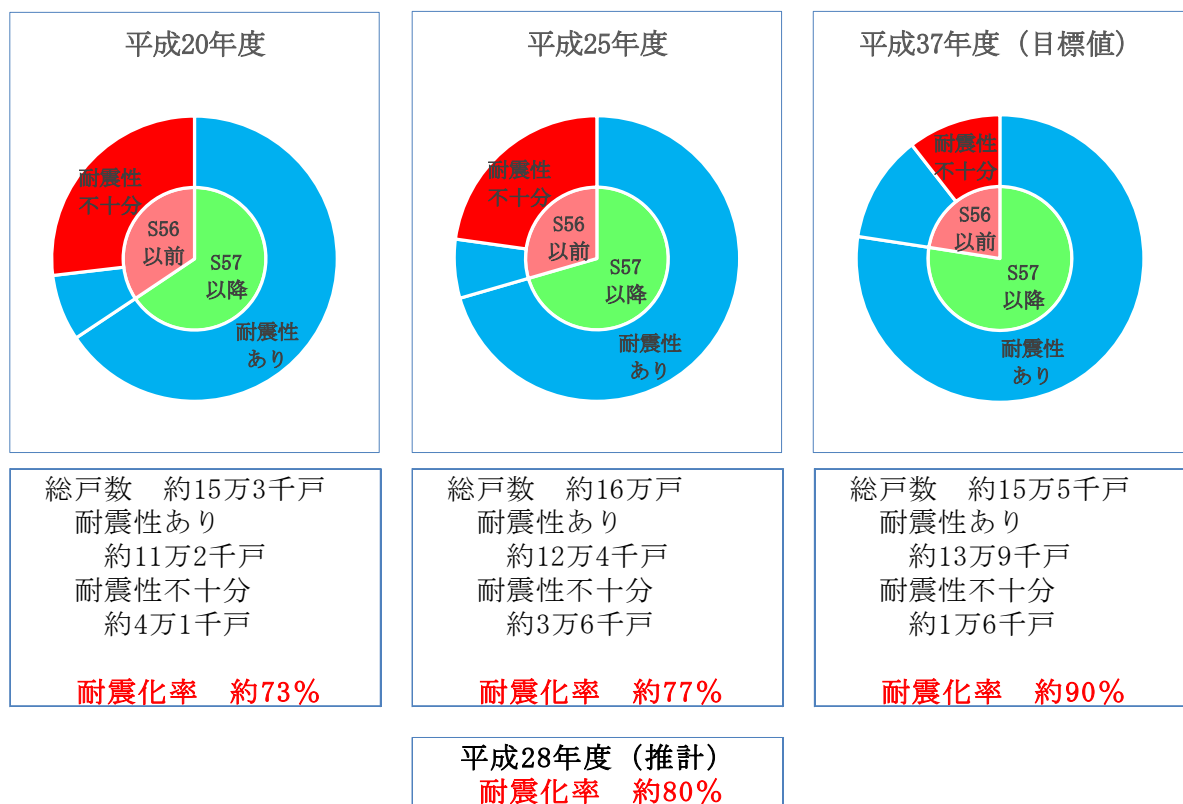
(3) 耐震化の目標

住宅総数は、これまでの動向では、緩やかに増加していましたが、国立社会保障・人口問題研究所の世帯数の将来推計をふまえば、平成25年度に約160,300戸であったものが、平成37年度には約155,300戸になると見込まれます。

今後も、耐震化の施策を推進していきますが、これまでの耐震化率の推移や、世帯分離の進行により耐震性の無い住宅の建て替えが進んでいない状況が今後も続くことをふまえ、平成37年度に耐震化率を90%にすることを目標とします。

		平成 20 年度調査	平成 25 年度調査
住宅総数		153,300 戸	160,300 戸
昭和 5 6 年以前建築のもの		(52,700 戸)	(47,300 戸)
内 訳	耐震性が不十分	41,200 戸	36,600 戸
	(率)	27%	23%
	木造戸建住宅 (昭和 5 6 年以前建築のもの)	101,800 戸 (44,600 戸)	107,000 戸 (39,400 戸)
内 訳	耐震性が不十分	39,300 戸	34,700 戸
	(率)	39%	32%
	共同住宅その他の住宅 (昭和 5 6 年以前建築のもの)	51,500 戸 (8,100 戸)	53,300 戸 (7,800 戸)
内 訳	耐震性が不十分	1,900 戸	1,800 戸
	(率)	4%	4%

※国土交通省の推計に基づき、昭和 56 年以前建築の木造戸建住宅の約 88%、共同住宅その他の住宅の約 24%が、耐震性が不十分であると推計（耐震改修を実施したものは耐震性が不十分なものから除外）（出典 平成 20・25 年住宅・土地統計調査）



※平成 2 0 年度及び平成 2 5 年度における耐震化の状況については、各年度に実施された住宅・土地統計調査に基づくものであり、その後の住宅の建替や除却により平成 2 8 年度では耐震化は約 8 0 %と推計されます。

2. 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

本市の多数の者が利用する建築物の総数は、2, 133棟です。このうち、耐震性のあると思われる棟数は1, 907棟で、耐震化率は89%です。

(2) 目標における背景と課題

国の定める、基本方針では、多数の者が利用する建築物の耐震化率については、国全体での現状の85%を平成32年度までに少なくとも95%にすることを目標としています。

本市では、平成17年度から平成28年度の間耐震化率は約74%から89%と向上しましたが、まだ耐震性の不十分な建物が多数残っており、耐震化への意識啓発のための取り組みが行き届いていないことが原因と考えられます。

(3) 耐震化の目標

被災時に重要な役割を担う施設や避難場所、弱者の滞在する施設については、計画的に耐震化を図ります。また、比較的滞在時間の長い施設や民間施設の割合が多い、多くの市民が集まる集客施設及びその他の多数の者が利用する建築物に対して耐震化の普及啓発を図り、特定建築物全体として、国の基本方針をふまえ耐震化率をそれぞれ95%にすることを目標とします。

(4) 公的施設及び災害時に重要な役割を担う施設の耐震化の現状と目標

本計画では、地震災害時において災害対策拠点機能の確保を図る上で、重要な施設である、多数の者が利用する建築物や災害時の拠点施設、病院施設、公立学校、公営住宅の耐震化の促進を図ります。

なお、市有施設については、各民間建築物の所有者の手本となるよう、耐震化の促進に努めます。

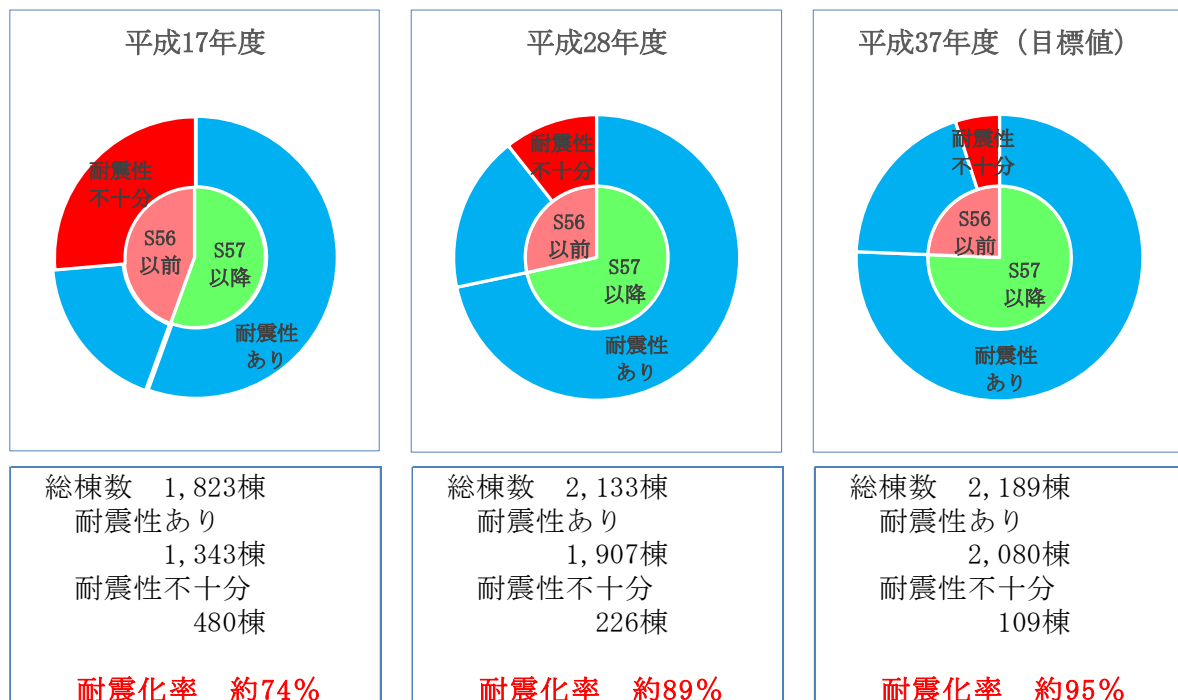
種別	現状					目標
	全数	昭和 57 年以降 建築の数	昭和 56 年以前 建築の数		耐震化率	
			耐震性 あり	耐震性 不十分		
A	B	C	D	E=(B+C)/A		
1. 被災時に拠点となる施設及び救護施設 (庁舎、警察署、消防署、その他公益上必要な施設、病院、診療所、等)	115	83	16	16	86%	95%
2. 住民の避難所として使用される施設及び要援護者施設 (幼稚園、小中高等学校、盲聾養護学校、体育施設、社会福祉施設、等)	498	338	98	62	88%	95%
3. 比較的滞在時間の長い施設 (ホテル、旅館、賃貸住宅、寄宿舎、下宿、等)	808	589	171	48	94%	95%
4. 多くの市民が集まる集客施設 (劇場、展示場、図書館、集会場、店舗、等)	127	100	13	14	89%	95%
5. その他の多数の者が利用する建築物 (事務所、工場、自動車車庫、等)	585	419	80	86	85%	95%
合計	2,133	1,529	378	226	89%	95%

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

※耐震診断未実施の棟については、国土交通省の推計による施設用途ごとの耐震化率を採用し、推計。

庁舎、警察署、消防署、幼稚園、体育施設、劇場・展示場等、その他の多数の者が利用する建築物:49.6%

病院:42.1% 学校施設:29.6% 社会福祉施設:44.6% ホテル、旅館:35.8% 賃貸住宅、寄宿舎等:76.0% 店舗等:47.8%



Ⅲ. 建築物の耐震化の促進を図るための施策に関する事項

1. 耐震化の取組み実施方針

既存建築物の耐震化を促進していくには、まず建築物の所有者が、自らの問題、地域の問題として考え、市民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要であります。このことから、「自らの財産、生命は自分で守る」ことを防災の基本とし意識して取り組むことができるように環境整備を行う必要があります。

本市として、耐震化に取り組む所有者に対しできる限り支援する観点から、建築物の地震対策に対する支援事業を実施するよう努めます。

また、公共建築物の多くが耐震化されていないことから、本市が積極的かつ計画的に耐震化を行っていくことが重要であるため、関係部局と連携を図り災害時の避難施設や救護施設となる公共建築物の耐震化の促進に努め、安全な富山市を提供します。

(1) 住宅・建築物の耐震化に関する実施方針

地震による建築物の倒壊の被害を未然に防止し、人命や財産を守るため、既存建築物の耐震性向上策として、富山県及び関係団体と連携しつつ、耐震診断の実施及び耐震化に関する施策を実施するとともに、耐震化の普及啓発を図ります。また、地震時の建築物や建築物敷地における総合的な安全性の確保から、地震発生時に危惧されるブロック塀の倒壊防止、窓ガラスや屋外看板の落下防止、天井の非構造部材の安全確認、エレベーターの安全確保、家具の転倒防止についても必要な指導・助言を行うことにより、地震による被害の拡大防止に努めます。

(2) 普及・啓発に関する実施方針

建設業者や建設技術者、市民に耐震化の必要性や手法について周知し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、もって地震に強いまちづくりに努めます。

(3) 地域住民や関係機関との連携に関する実施方針

本市は、富山県、社団法人富山県建築士会、社団法人富山県建築士事務所協会、社団法人富山県建設業協会、及び富山県優良住宅協会の建築関係団体と連携し、耐震化へ向けての相談や既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。

2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

住宅・建築物の所有者に、住宅・建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

(1) 住宅耐震化支援

①木造住宅耐震診断支援事業（富山県支援制度）

平成15年度より耐震診断を希望する木造住宅の所有者の求めに応じて、富山県から委託を受けた（社）富山県建築士事務所協会が建築士を派遣して、調査・診断を行うと共に、その結果を住宅所有者に報告することにより、耐震化を支援しています。住宅・建築物の所有者に、住宅・建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

○木造住宅耐震診断支援事業の制度概要

対象建築物	申込者負担		補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造一戸建てで、階数が2以下 ・ 昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの ・ 在来軸組み工法であるもの 	延べ面積 280 m ² 以下	図面有 2,000 円	9/10
	〃	図面無 4,000 円	
	延べ面積 280 m ² 超	図面有 3,000 円	
	〃	図面無 6,000 円	

②木造住宅耐震改修支援事業（富山市支援制度）

平成17年度より耐震改修を希望する木造住宅の所有者に対し、本市と富山県が連携して耐震改修工事に対して補助金を交付し、耐震化を支援しています。なお、1住宅あたりの延べ面積が全国1位である状況をふまえ、建物の倒壊から人命を守る可能性を高めることを目的とした、部分的な改修への支援も平成27年度より行っています。

○木造住宅耐震改修支援事業の制度概要

対象工事（以下のいずれかに該当するもの）	補助金額	補助率
I 建物全体をIw値1.0以上に改修 II 1階の主要居室だけをIw値1.5以上に改修 III 1階の全体だけをIw値1.0以上に改修	限度額 60 万円	2/3

※本市の「まちなか居住推進地区」及び「公共交通沿線居住推進対象地区」内における建物全体をIw値1.0以上に改修する工事では、補助限度額を90万円としています。

③住みよい家づくり資金融資制度（富山県融資制度）

耐震化リフォームの利率優遇や、三世代同居向け融資利率を実質無利子化します。

融 資 額 500万円以内 融資利率 1.6%（固定金利） 償還期間 15年以内

(2) 国による建築物の耐震化支援

①要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援

耐震診断が義務付けされた民間の大規模建築物の所有者に対し、本市と富山県が連携して耐震診断に対して支援をし平成29年2月に耐震診断結果の公表を行いました。今後は、これら国の制度を利用して、必要に応じて支援することを検討します。

○住宅・建築物安全ストック形成事業

(要緊急安全確認大規模建築物への耐震対策緊急促進事業による耐震化支援)

対象事業	対象建物	補助率
耐震改修	不特定多数が利用する要緊急安全確認大規模建築物	44.8%

②多数の者が利用する建築物の耐震化支援

○住宅・建築物安全ストック形成事業

(耐震改修事業)

対象事業	対象建物	補助率
耐震診断	災害時に重要な機能を果たす建築物又は避難所	2/3
耐震改修	災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震改修、天井の脱落対策(除却を含む)、エレベーターの防災対策改修、エスカレーターの脱落対策	23%

(3) 国による住宅・建築物に係る税制・融資制度

①耐震改修促進税制

対象	対象となる税	内容
住宅	所得税	現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事にかかる標準的な工事費要相当額の10%相当額(上限25万円)を所得税から控除
	固定資産税	固定資産税額(120㎡相当分まで)を1年間1/2に減額
建築物	所得税 法人税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、その報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得をする建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償却
	固定資産税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間に交付決定をうけて改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額(改修工事費の2.5%が限度)

②住宅ローン減税

10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除

(現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象)

③住宅金融支援機構による融資制度

対象	融資限度額	金利
個人	1,000万円(住宅部分の工事費の80%が上限)	償還期間10年以内 1.04%、11年以上20年以内 1.17% 死亡時一括償還型融資の活用が可能((一財)高齢者住宅財団による保証)
マンション 管理組合	500万円/戸(共用部分の工事費の80%が上限)	償還期間10年以内 0.77%((公財)マンション管理センターの保証)

(※) 支援、融資、税制いずれも平成28年2月現在の制度

3. 大地震に備えた事前対策の推進

(1) 地震時の総合的な安全対策

住宅・建築物の耐震化に加え、地震時の総合的な安全性を確保するため、以下の取り組みを推進します。

①窓ガラス、外壁、屋外看板の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、看板、建築物の外装材の損壊・落下による被害も懸念されます。

このため、地震発生時に建築物からの落下物による通行人への危害を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者に対して適正な維持管理の啓発及び指導を図ります。特に、建築物の敷地に余裕がない繁華街や通学路の建築物について落下防止対策の実施状況を把握するとともに、未対策建築物について、その所有者に安全性を確保するよう改善指導を行います。

②エレベーター・エスカレーターの防災安全対策

エレベーター・エスカレーターの定期報告の機会を活用し、地震時のリスクを建築物所有者に周知することで、耐震安全性の確保を促進します。また、エスカレーターの脱落による死傷や、避難の妨げとなることを防止するための落下防止対策の必要性を周知し、改善の指導を行います。

③天井の落下防止対策

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め体育館や劇場の大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことをふまえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、既存建築物について定期報告制度を活用した情報把握を行い、建築物の所有者に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう指導します。

(2) 被災建築物応急危険度判定の体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震による倒壊の危険性や外壁・窓ガラス・屋根瓦の落下、附属設備の危険性を判定する『被災建築物応急危険度判定士』や『被災宅地危険度判定士』の確保と人材育成のため、建築関係団体と連携して登録講習会や現場研修会を実施します。また判定時に連絡調整の役割を果たす、判定コーディネーターの養成や避難施設の優先的な判定体制の整備や、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進めます。

(3) 倒壊により周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家への対策

少子高齢化の進行に伴い適正に管理されず、今後大規模な地震が発生した際に、倒壊により、周辺の建築物や通行人に対し悪影響をもたらすおそれがある空き家の増加が懸念されます。

このような空き家に対しては、所有者へ適正管理を促すとともに、「空家等対策の推進に

関する特別措置法」に基づく特定空家等(※)としての認定・措置等、問題解決のための対応を図るとともに、空き家を放置されないよう不動産関係団体との定期的な情報交換や、関係団体を実施する市民向けセミナーによる普及啓発への支援を行い、より一層の連携・協力を図り、官民が一体となった総合的な空き家対策に取り組めます。

(※)特定空屋等：「空き家対策の推進に関する特別措置法」による、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にあると認められる空家等

(4) 急傾斜地崩壊対策に関する事業

急傾斜地の崩壊から市民の生命や財産を守るために、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく、急傾斜地崩壊危険区域内において、急傾斜地の崩壊により危害が生じる恐れのある地区について、急傾斜地の崩壊を防止する工事を行っています。

また、危険区域内で居住者が実施する崩壊防止工事や住宅改修に要する費用の一部を補助しています。

(5) 宅地耐震化推進に関する事業

大規模な地震によって、大きな被害が生じる可能性の高い盛土造成地の有無を国土地理院の地形図や航空写真を活用して調査しています。調査結果がまとまり次第これらの情報を公表するとともに当該箇所の居住者へ周知を図り、宅地の耐震化を促すことで被害の低減に取り組めます。

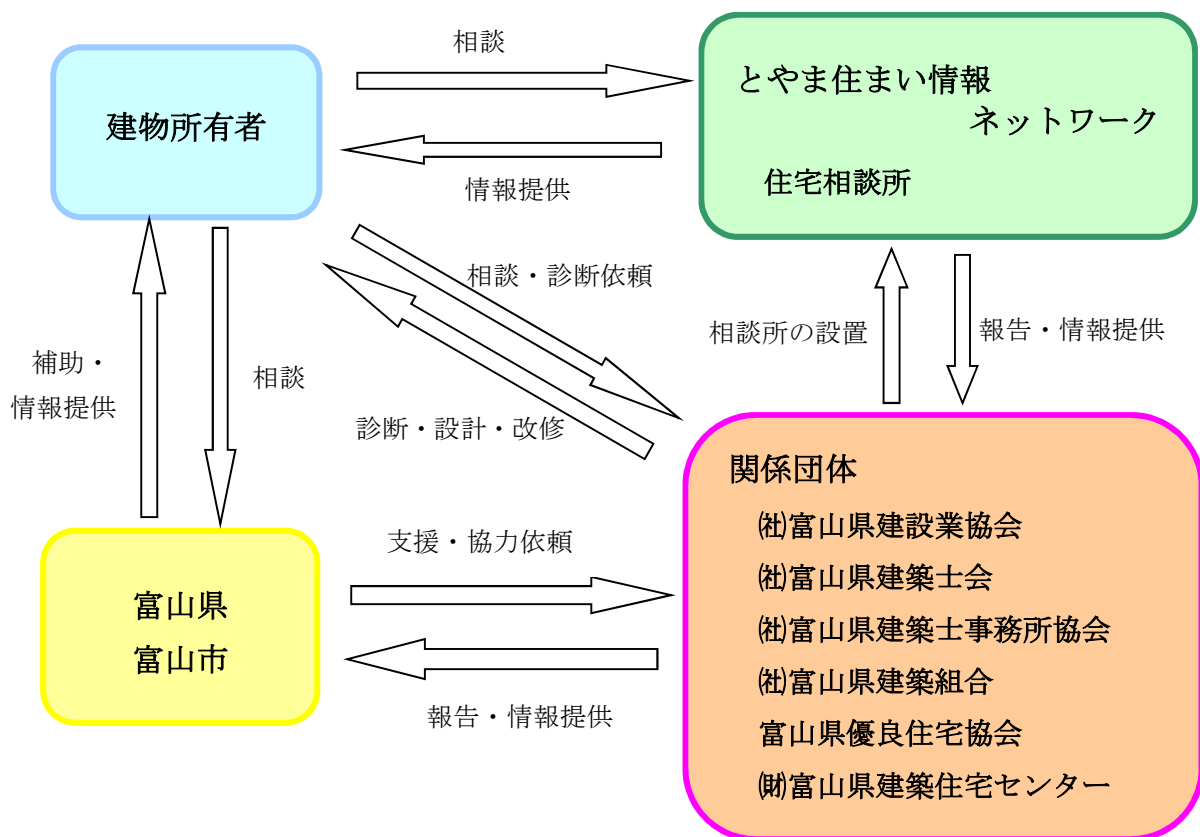
IV. 啓発及び知識の普及に関する事項

1. 耐震化の普及啓発

本市及び富山県の建築担当課において、木造住宅の耐震化の重要性や補強方法の普及啓発に努めます。また、関係団体で構成する「とやま住まい情報ネットワーク」が設置している「住宅相談所」と連携協力し、建物所有者からの耐震化への相談に対応します。

さらに、建築防災週間、防災査察の各種行事やイベントの際には、市民へ建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ることや建築関係団体へも耐震化に向けての普及啓発活動を促進します。

◆関係機関と連携した相談体制イメージ



※とやま住まい情報ネットワークとは、(社)富山県建設業協会、(社)富山県建築士会、(社)富山県建築士事務所協会、富山県優良住宅協会及び(財)富山県建築住宅センターを正会員とし、富山県土木部建築住宅課及び富山県消費生活センターを協会員とした住まいづくりに対する意識の向上や支援を行うとともに、住宅相談や住情報の提供を行うことにより、豊かな住生活の実現に貢献することを目的としている団体。

2. 耐震診断・耐震改修マニュアルの作成

本市では、支援制度を紹介するパンフレットを作成し、ホームページへの掲載や窓口での配布により普及啓発に活用しています。

また、木造住宅耐震改修技術提案書や耐震改修工事事例集を用いて、耐震診断・改修に携わる設計者や施工者の技術向上を図っていきます。

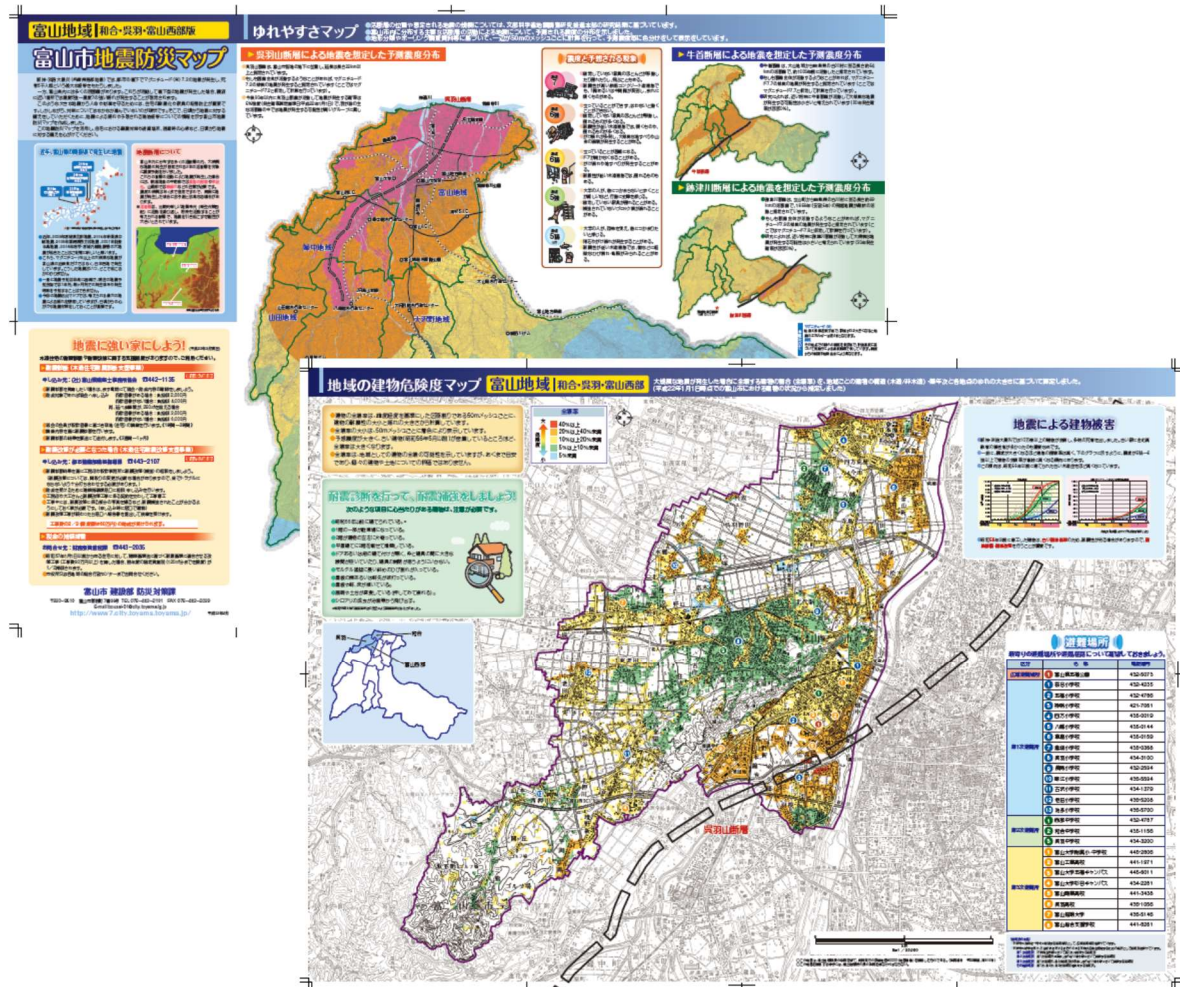
◆パンフレット及び木造住宅改修技術提案書



3. 適切な情報提供の実施

本市では、耐震診断や耐震改修の促進のため、各行政サービスセンター、地区センターの窓口や関係団体にパンフレットを配布し、耐震化の重要性について周知を図っており、関係団体から要請があった際には「出前講座」を行っています。また、平成23年3月には、富山市地震防災マップが作成され、建築物の耐震化に対する意識や防災意識の高揚を図るとともに、耐震化に関する情報の提供や防災査察、定期報告制度と合わせ、建築物の所有者や施工業者への普及に努めています。

◆富山市地震防災マップ



4. リフォームにあわせた耐震改修の推進

関係団体において行われる住宅相談会や各種行事を活用し、居住性ととも安全性（耐震性）も重要であることを啓発し、リフォームにあわせた耐震改修の推進を図ります。

5. 防災査察・定期報告を活用した啓発活動

建築防災週間に実施している防災査察や、建築基準法第12条第1項による定期報告の機会を活用し、多数の者が利用する建築物の所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性と重要性について普及啓発を図ります。

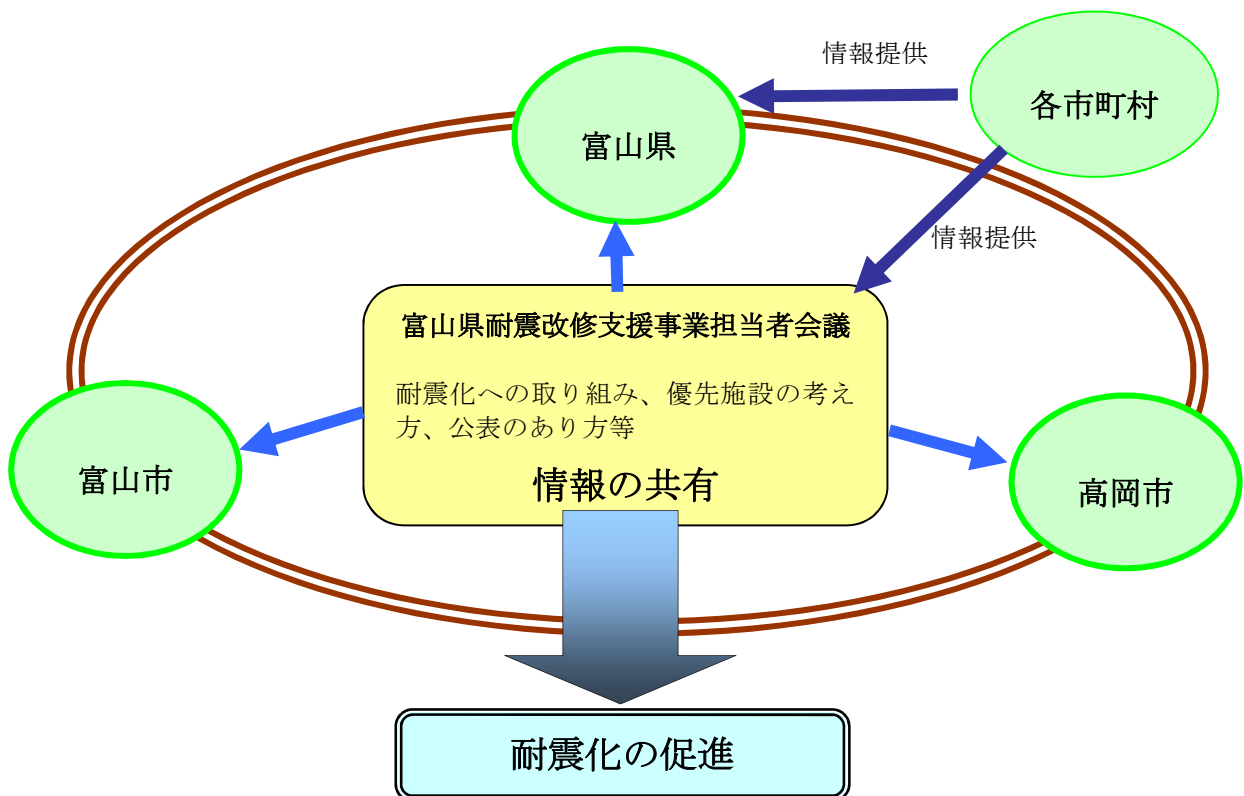
6. 町内会との連携

住宅の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、町内会の自主防災組織と連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行います。

7. 所管行政庁との連携

所管行政庁（※）である富山県、富山市及び高岡市はお互いに連携し、優先的に指導を行う建築物について、選定方法や実施にあたってのスケジュールについて情報の共有を図り、耐震改修促進法に規定する特定建築物の耐震化の促進に努めます。なお、情報の共有にあたっては、第三者による建築行政担当者（耐震担当者）で構成する「富山県耐震改修支援事業担当者連絡会議」や特定行政庁で構成する「富山県建築行政会議」を活用します。

◆所管行政庁との連携のイメージ図



※所管行政庁とは、耐震改修促進法第2条第3項の「所管行政庁」という。

資 料

◆ 富山県内の活断層と地震に関する資料	20
◆ 富山市緊急通行確保路線	32
◆ 関係法令（抜粋）	36
◆ 耐震改修促進法における規制対象一覧	57

◆ 富山県内の活断層と地震に関する資料

1 地形、地質、地盤の特性

図1 富山県の地形区分

図2 富山県地質図

○富山県の主な活断層について

図3. 1 跡津川断層帯分布図

図3. 2 牛首断層帯分布図

図3. 3 魚津断層帯分布図

図3. 4 砺波平野断層帯、呉羽山断層帯分布図

図3. 5 呉羽山断層帯分布図（海域部）

図3. 6 庄川断層帯分布図

2 被害想定

図4. 1 跡津川断層地震予測震度分布

図4. 2 呉羽山断層地震予測震度分布

図4. 3 法林寺断層地震予測震度分布

図5. 1 跡津川断層地震液状化判定結果図

図5. 2 呉羽山断層地震液状化判定結果図

図5. 3 法林寺断層地震液状化判定結果図

3 「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」

図 表層地震のゆれやすさ（富山県）

※出典：「富山県地域防災計画」

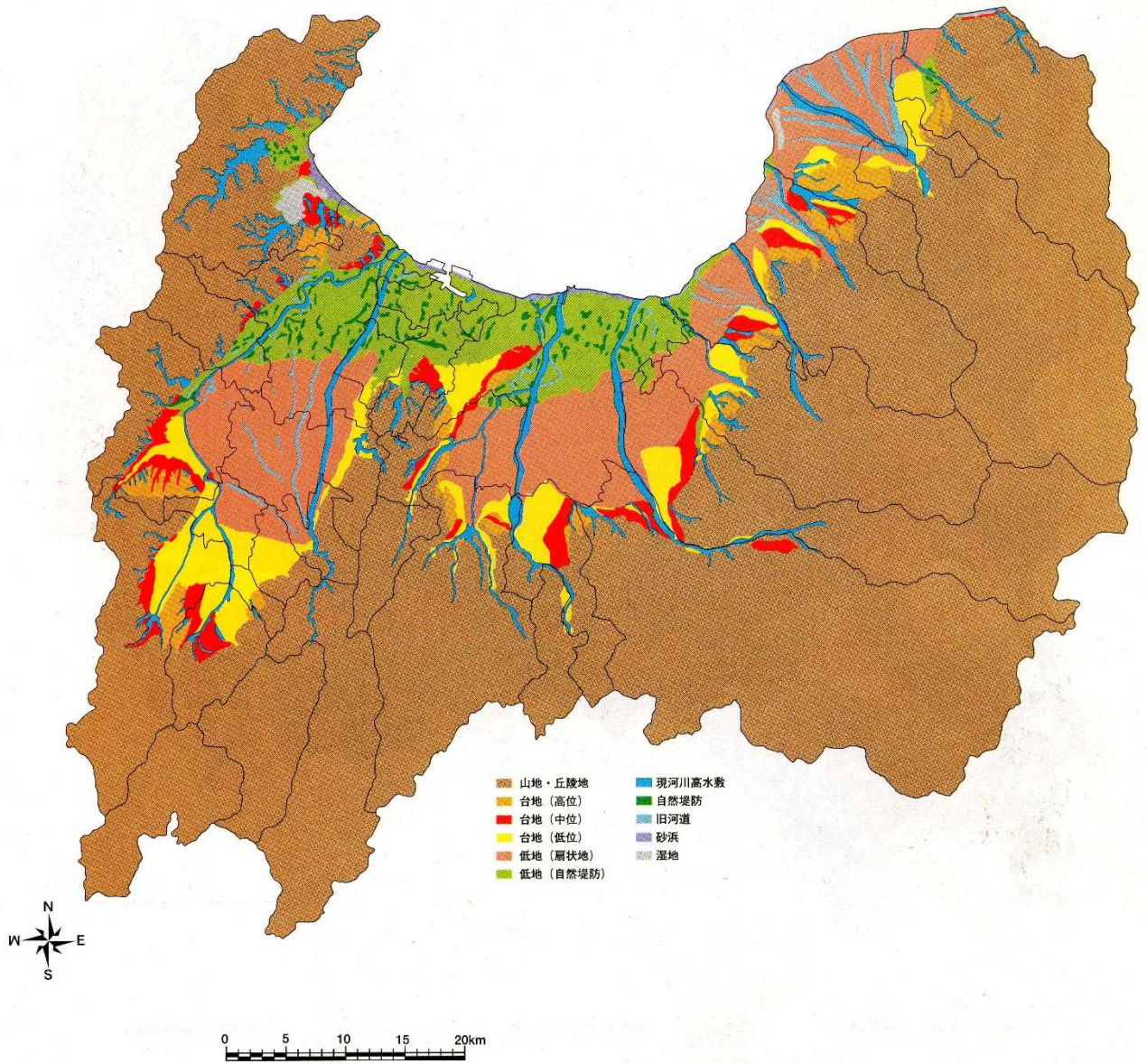
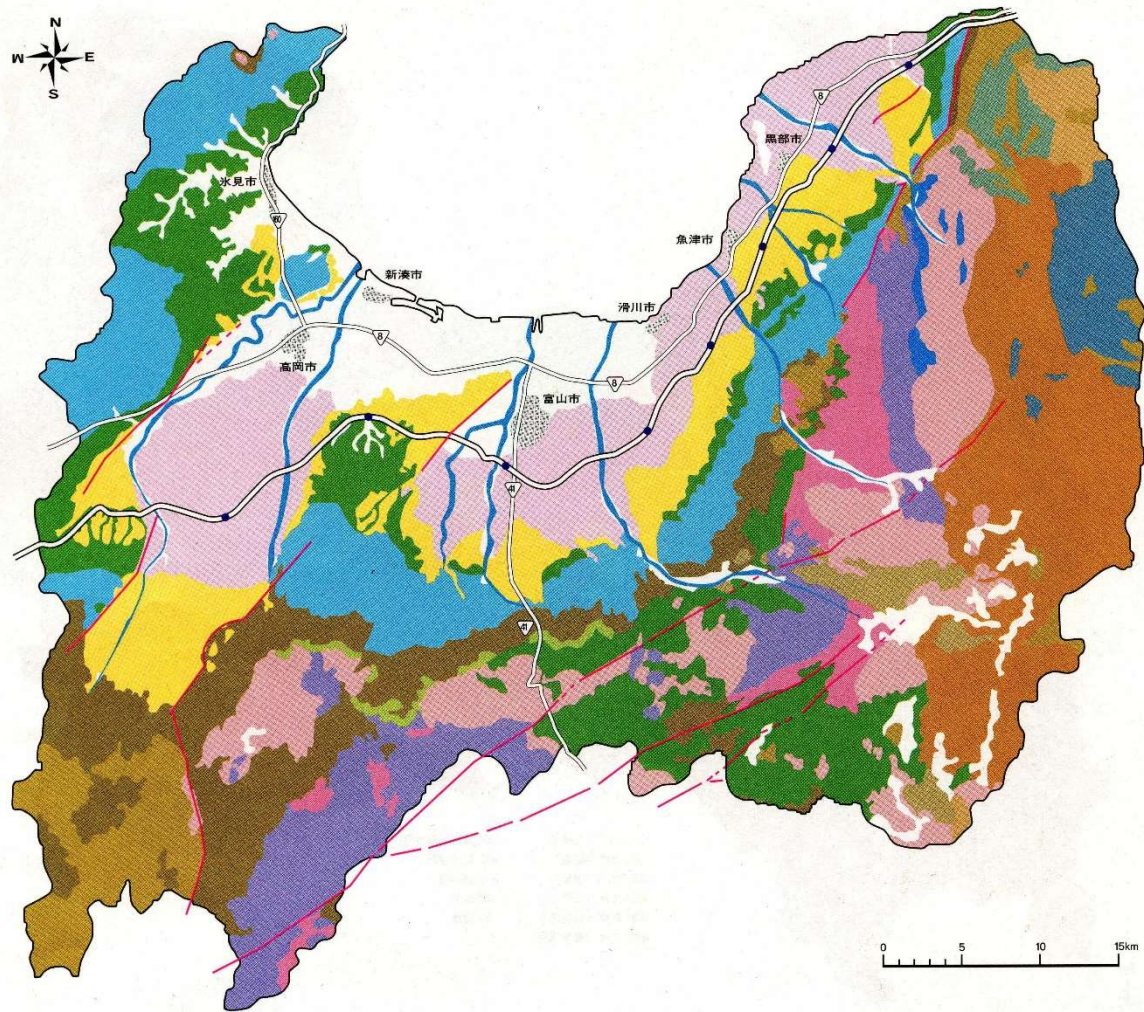


図1 富山県の地形区分



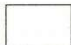
















- | | | | | | |
|---|------------------------|---|----------------------------|---|-----------------------------|
|  | 沖積層Ⅰ (自然堤防帯及び軟弱地盤) |  | 新第三紀火山岩類 (岩稲・匠王山(層)火山岩類) |  | ジュラ紀花崗岩 (飛騨新花崗岩) |
|  | 沖積層Ⅱ (扇状地) |  | 新第三紀層Ⅲ (楡原層・刀利層) |  | マイロナイト質花崗岩 (飛騨古期花崗岩・殿球状片麻岩) |
|  | 洪積層 |  | 白亜紀・古第三紀酸性火成岩類Ⅰ (太美山酸性岩など) |  | 宇奈月変成岩類 (宇奈月結晶片岩類) |
|  | 第四紀火山岩類 (立山火山岩類) |  | 白亜紀・古第三紀酸性火成岩類Ⅱ |  | 飛騨変成岩類 (飛騨片麻岩類) |
|  | 新第三紀層Ⅰ (音川層・氷見層・大桑層) |  | 中生層Ⅰ (手取層群) |  | 青梅・蓮華ペルム紀付加体 (飛騨外縁体) |
|  | 新第三紀層Ⅱ (黒瀬谷層・東別所層・砺波層) |  | 中生層Ⅱ (米馬層群) |  | 断層 |

図2 富山県地質図

○富山県の主な活断層について

①跡津川断層帯 (図3. 1)

跡津川断層帯は、富山県中新川郡立山町から旧大山町、岐阜県飛騨市を経て大野郡白川村に至る断層帯です。全体の長さは約6.9kmで、ほぼ東北東-西南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層帯で、北西側隆起成分を伴います。平均的な右横ずれの速度は約2~3m/千年、最新の活動は1858年(安政5年)の飛越地震であったと推定されます。その際には、約4.5~8mの右横ずれが生じた可能性があります。また、平均活動間隔は約2,300年~2,700年と推定されます。

②牛首断層帯 (図3. 2)

牛首断層帯は、富山県旧大山町から、旧大沢野町、旧細入村、岐阜県飛騨市、富山県南砺市を経て、岐阜県大野郡白川村に至る断層帯です。長さは約5.4kmで、ほぼ北東-南西方向に延びており、右横ずれを主体とする断層帯です。最新活動時期は11世紀以後、12世紀以前、平均活動間隔は約5,000年~7,100年と推定されます。

③魚津断層帯 (図3. 3)

魚津断層帯は、富山県下新川郡朝日町から同郡入善町、黒部市、魚津市、滑川市を経て、中新川郡上市町に至る断層帯です。全体の長さは約3.2kmで、概ね北北東-南南西方向に延びます。本断層帯は断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層からなり、北東端付近では右横ずれを伴います。平均的な上下方向のずれの速度は、約0.3m/千年以上の可能性があり、また、野外調査から直接得られたデータではないが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的なずれの速度に基づくと、平均活動間隔は8,000年程度以下の可能性があります。

④砺波平野断層帯西部 (図3. 4)

砺波平野断層帯西部は、長さ約2.6kmで、概ね北東-南西方向に延びており、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層で、石動断層と法林寺断層から構成されます。本断層帯のうち法林寺断層における平均的な上下方向のずれの速度は0.3~0.4m/千年程度以上、最新の活動は約6,900年前以後、1世紀以前、平均活動間隔は約6,000~12,000年もしくはこれらよりも短い間隔であったと推定されます。石動断層については、過去の活動に関する資料は得られていません。

⑤砺波平野断層帯東部 (図3. 4)

砺波平野断層帯東部は、長さ約2.1kmで、北北東-南南西方向に延び、高清水断層からなります。本断層帯は、断層の南東側が北西側に対し相対的に隆起する逆断層です。平均的な上下方向のずれの速度は0.3~0.4m/千年程度、最新の活動は約4,300年前以後、約3,600年前以前、平均活動間隔は3,000~7,000年程度であったと推定されます。

⑥呉羽山断層帯 (図3. 4、3. 5)

呉羽山断層帯は、地震調査研究推進本部の長期評価では、北東端が海域まで延びる可能性があることから、長さ約2.2km以上とされていますが、平成23年5月に発表された「呉羽山断層帯(海域部)成果報告書(富山大学、地域地盤環境研究所)」では、海域で実施した音波探査の結果、海域部分の全長12.7km、総延長約35kmとされました。本断層帯は、断層の北西側が南東側に対し相対的に隆起する逆断層です。平均的な上下方向のずれの速度は0.4~0.6m/千年程度、最新の活動は約3,500年前以後、7世紀以前であった可能性があります。

す。また、既往の研究成果による直接的なデータではありませんが、経験則から求めた1回のずれの量と平均的な上下方向のずれの速度に基づくと、平均活動間隔は3,000～5,000年程度であった可能性があります。

⑦庄川断層帯 (資図3.6)

庄川断層帯は、石川県金沢市東部から、富山県旧福光町、旧上平村、岐阜県大野郡白川村、旧荘川村を経て、郡上市北部に至る断層帯で、加須良断層、白川断層、三尾河断層及び森茂断層から構成されます。全体の長さは約67kmで、ほぼ北北西-南南東に延びており、左横ずれを主体とし、加須良断層では東側隆起成分、白川断層と三尾河断層では西側隆起成分を伴います。最新活動時期は11世紀以後、16世紀以前と推定され、平均活動間隔は約3,600～6,900年の可能性があります。

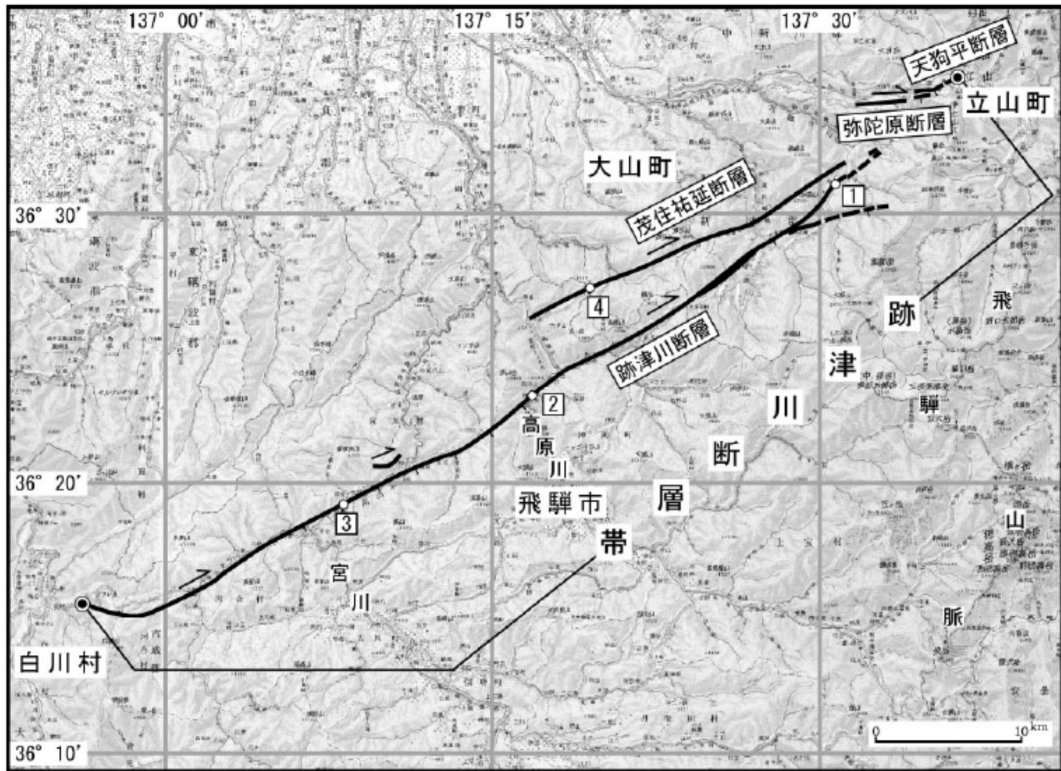


图 3. 1 跡津川断層帯分布図

(『跡津川断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

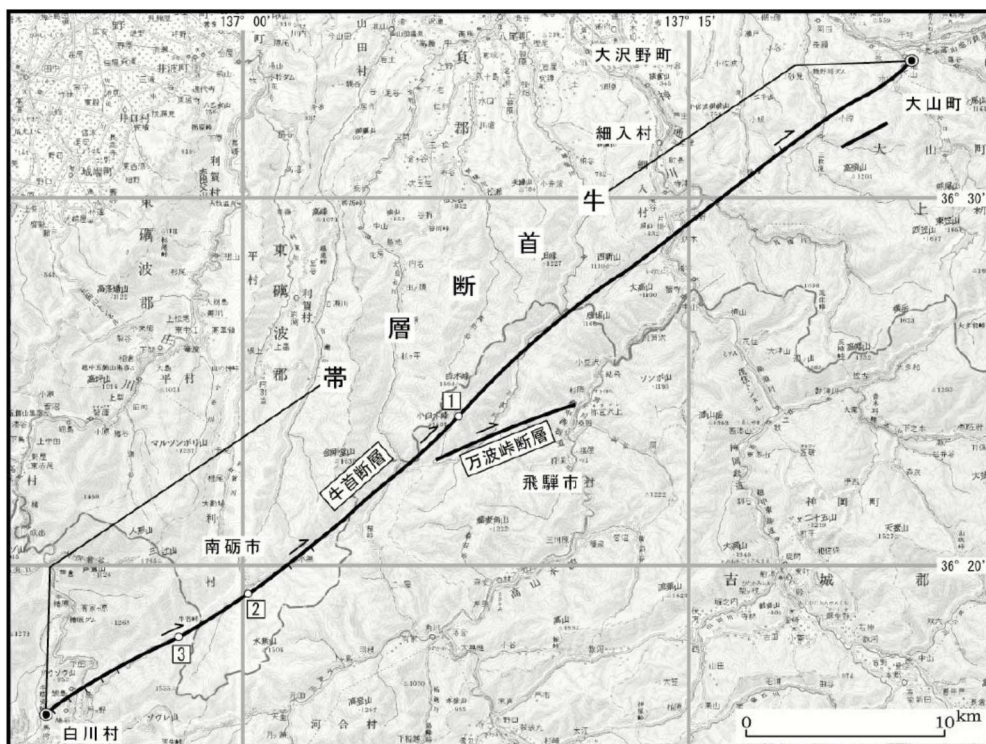


图 3. 2 牛首断層帯分布図

(『牛首断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

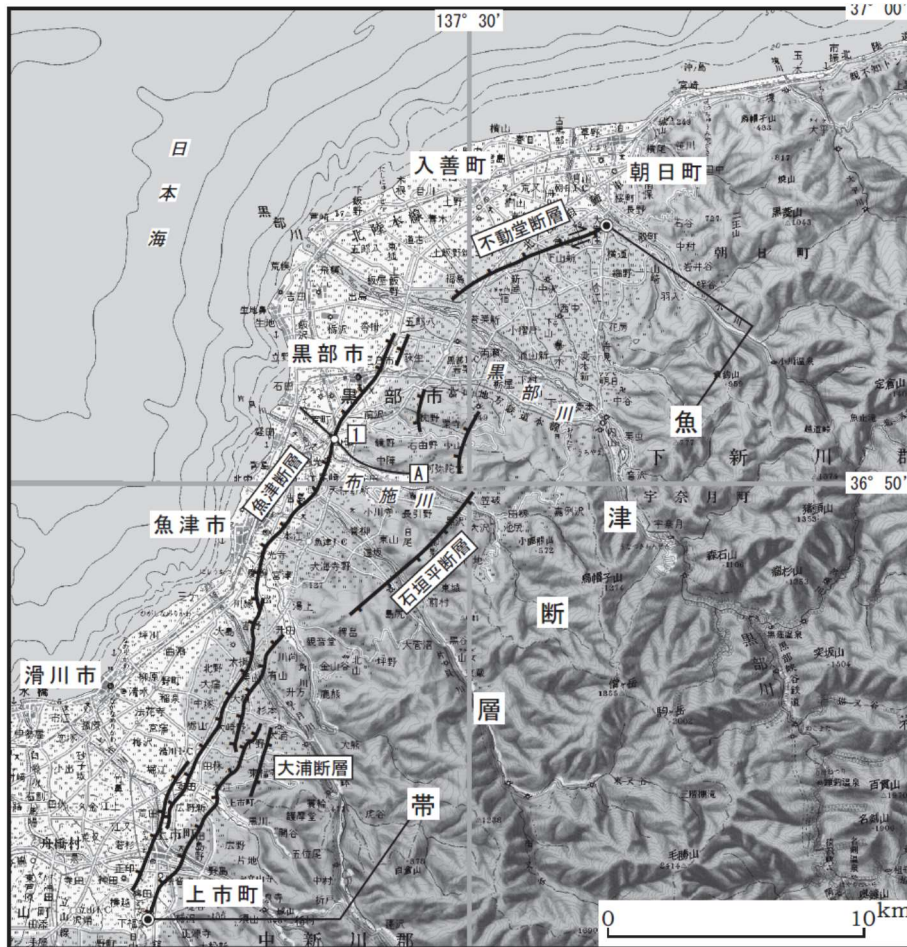


図 3. 3 魚津断層帯分布図

(『魚津断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

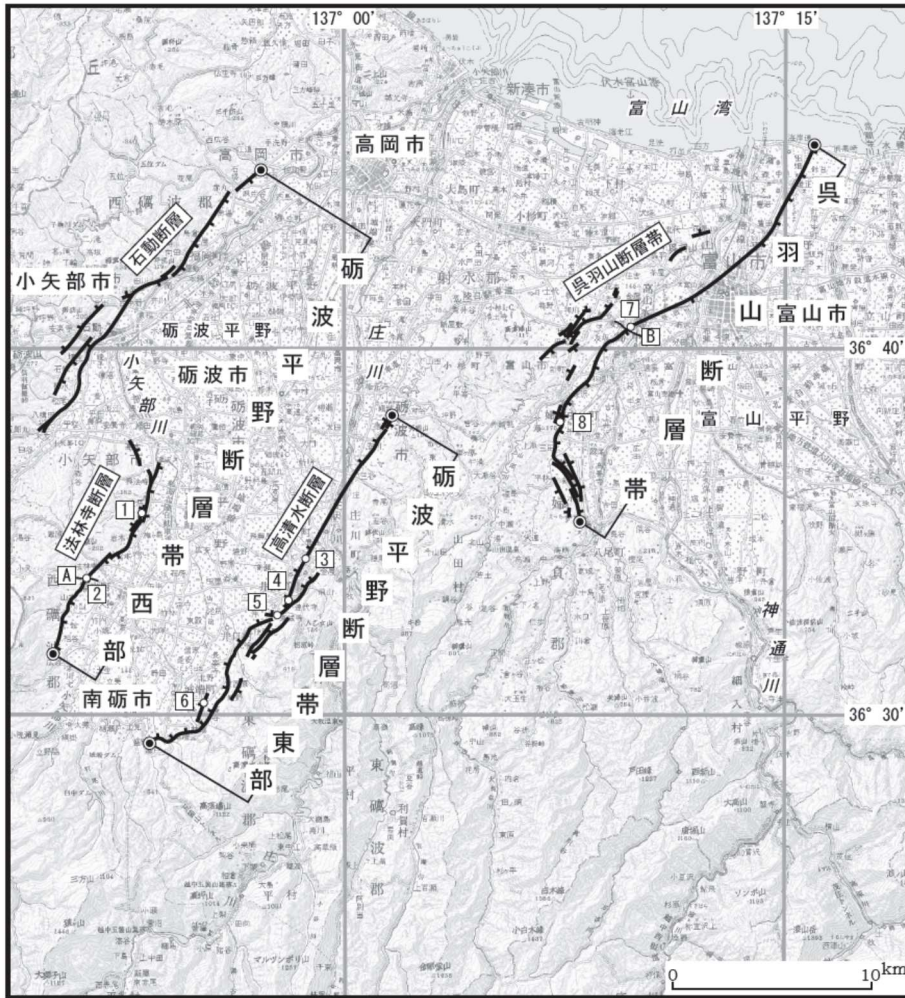


図 3. 4 砺波平野断層帯、奥羽山断層帯分布図

(『砺波平野断層帯、奥羽山断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部)

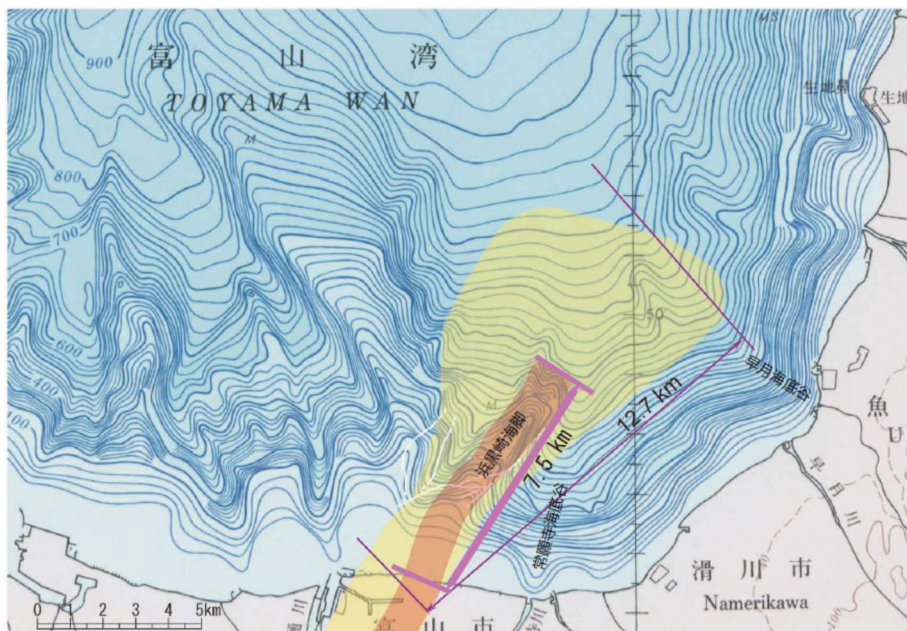


図 3. 5 奥羽山断層帯分布図 (海域部)

(『沿岸海域における活断層調査 奥羽山断層帯 (海域部)』富山大学地域地盤環境研究所)



図 3. 6 庄川断層帯分布図

『庄川断層帯の長期評価について』地震調査研究推進本部

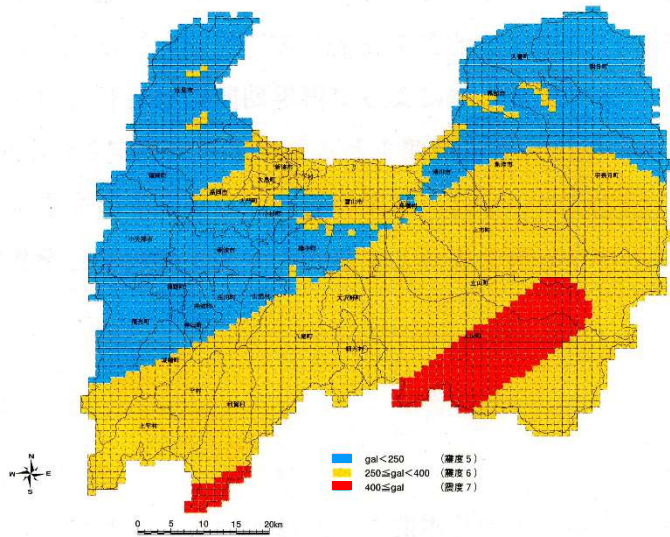


图 4.1 跡津川断層地震予測震度分布

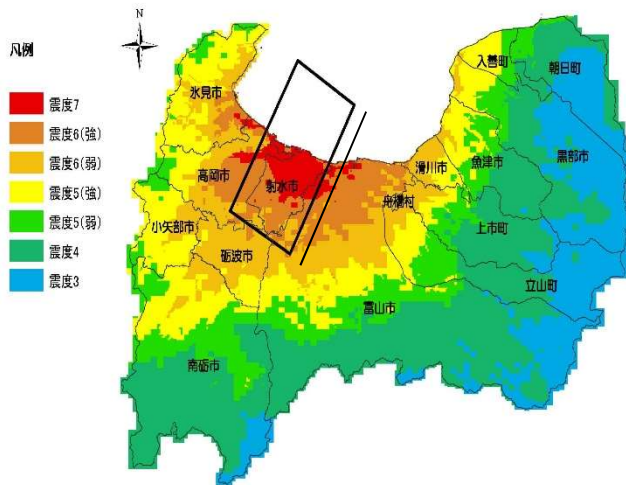


图 4.2 呉羽山断層地震予測震度分布

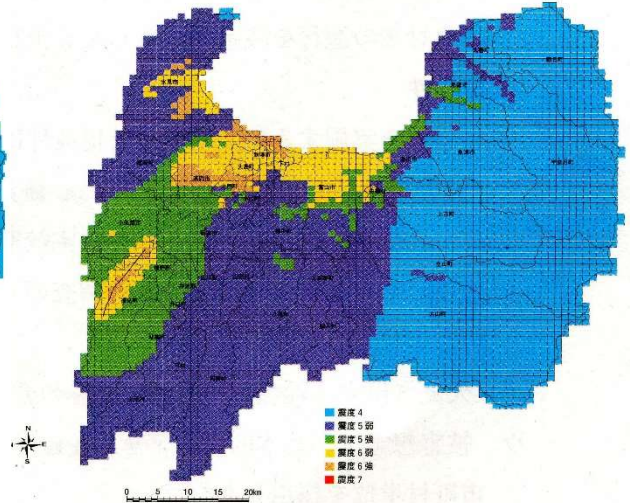


图 4.3 法林寺断層地震予測震度分布

- 图 4. 1 『地震調査報告書 (平成 8 年)』(富山県)
- 图 4. 2 『富山県地震被害想定等調査業務 (平成 2 3 年)』(富山県)
- 图 4. 3 『地震調査報告書 (平成 1 3 年)』(富山県)

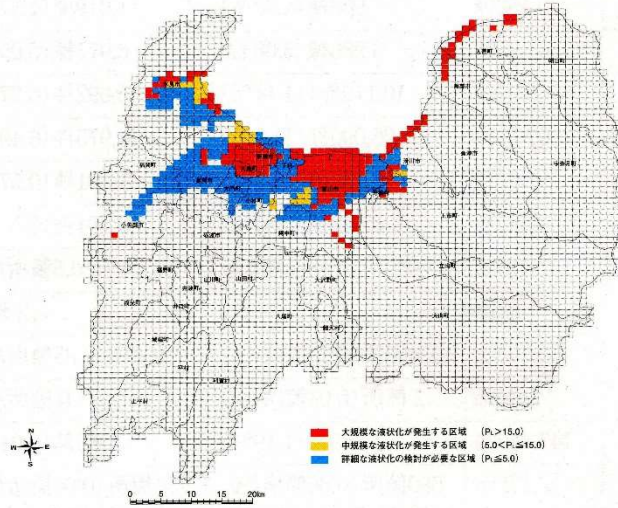


図 5.1 跡津川断層地震液状化判定結果図

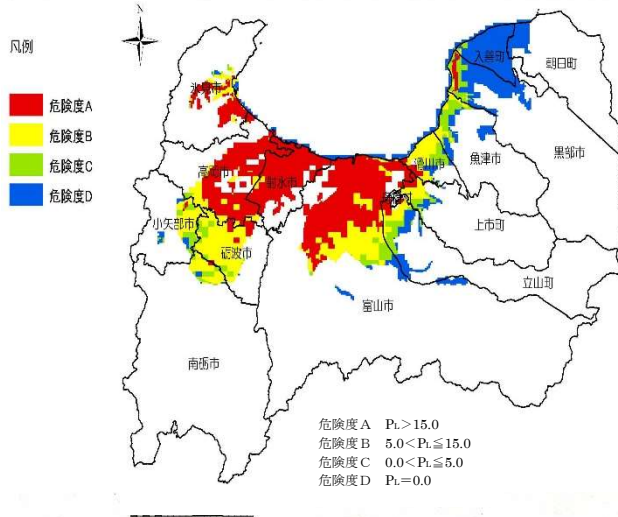


図 5.2 具羽山断層地震液状化判定結果図

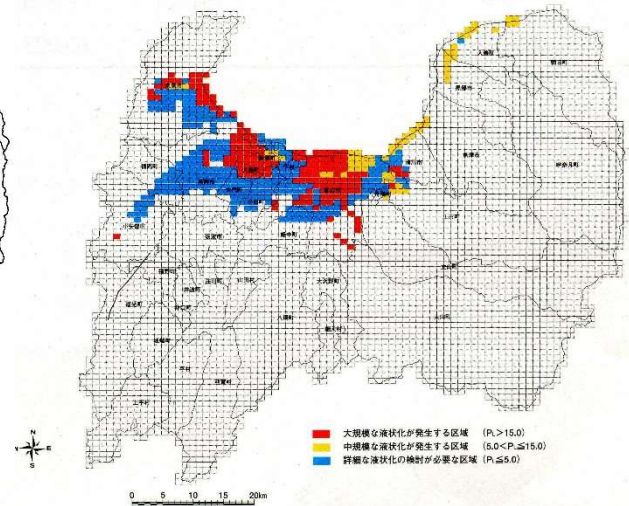


図 5.3 法林寺断層地震液状化判定結果図

- 図 5. 1 『地震調査報告書（平成 8 年）』（富山県）
- 図 5. 2 『富山県地震被害想定等調査業務（平成 2 3 年）』（富山県）
- 図 5. 3 『地震調査報告書（平成 1 3 年）』（富山県）

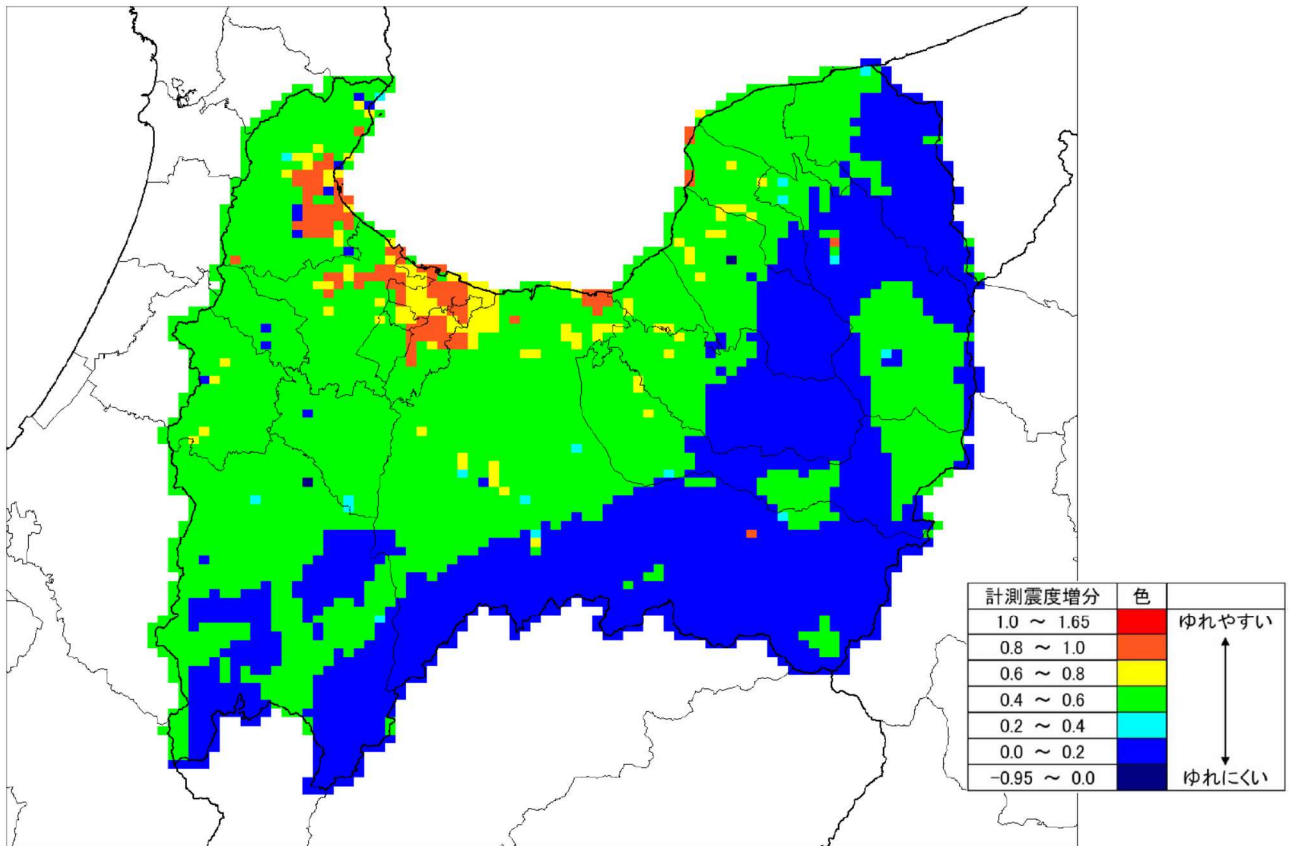


図 表層地盤のゆれやすさ（富山県）

『表層地盤のゆれやすさ全国マップ』（内閣府）

◆ 富山市緊急通行確保路線

本市は、耐震改修促進法第6条第3項の規定により、建築物が地震により倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある道路として、富山市地域防災計画に定められた緊急通行確保路線を指定します。

※緊急輸送道路とは、地震が発生した時に援助・医療・消防活動及び避難者への緊急物資の確保に必要な人・モノの輸送を行うための道路をいう。

※緊急通行確保路線とは、災害時の緊急交通路として、富山市地域防災計画に指定されているもので、地震防災対策特別措置法に基づく上述の緊急輸送道路と同義としている。

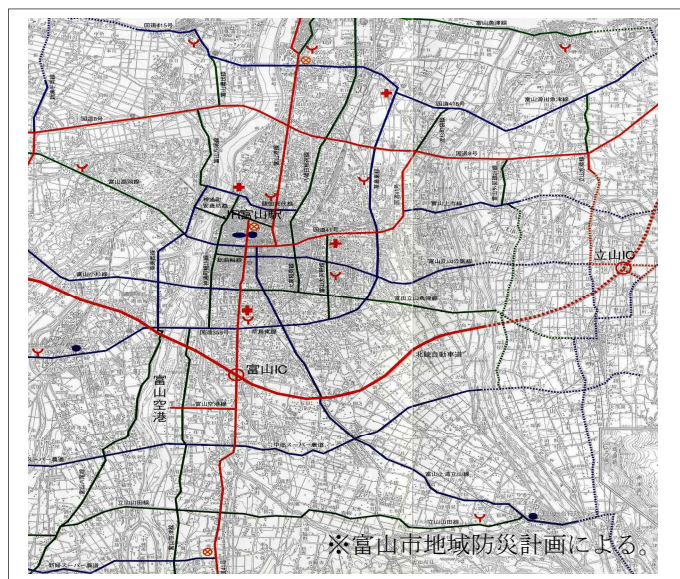
緊急通行確保路線	路線数
第1次緊急通行確保路線	17
第2次緊急通行確保路線	33
第3次緊急通行確保路線	32
合計	82

※第1次緊急通行確保路線：富山県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路

※第2次緊急通行確保路線：第1次緊急通行確保路線とネットワークを構成し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊を連絡する幹線道路

※第3次緊急通行確保路線：上位路線を相互に補完する幹線道路

- 第1次緊急通行確保路線 ■
(緊急輸送道路)
- 第2次緊急通行確保路線 ■
(緊急輸送道路)
- 第3次緊急通行確保路線 ■
(緊急輸送道路)



緊急通行確保路線一覧表

指定区分	路線名		車線数	管理者	区間
第1次	1	北陸自動車道	4	中日本 高速道路 (株)	
"	2	国道8号	4	国土交通 省	
"	3	国道41号	2~6	"	
"	4	(主) 富山立山魚津線	2	富山県	市道草島東3号線(中川原) ~市道第2工業センター1号線(古寺)
"	5	(主) 富山港線、 (主) 富山魚津線	2~4	"	国道41号~富山港
"	6	(主) 新湊平岡線	2~4	"	国道8号~富山西IC
"	7	(主) 富山空港線	2	"	国道41号~富山空港
"	8	(主) 富山環状線	4	"	国道41号~富山立山公園線(天正寺)
"	9	(主) 立山水橋線	2	"	国道8号(水橋中馬場)~市境(立山町)
"	10	市道県庁線	6	富山市	富山駅南~国道41号
"	11	市道第2工業センター1号線	2	"	富山立山魚津線(古寺)~流杉SIC
"	12	市道流杉16号線	2	"	流杉SIC
"	13	市道高速道5号線	2	"	流杉SIC
"	14	市道流杉17号線	2	"	流杉SIC
"	15	市道流杉インター1号線	2	"	流杉SIC
"	16	市道流杉インター2号線	2	"	流杉SIC
"	17	市道草島東3号線	4	"	富山立山公園線(天正寺)~富山立山魚津線(中川原)
第2次	1	国道359号	2~4	富山県	国道41号(掛尾)~市境(射水市)
"	2	国道415号	2~4	"	市境(射水市)~富山滑川魚津線(水橋市田袋)
"	3	国道471号	1	"	市境(南砺市)~国道472号(八尾町栃折)
"	4	国道472号	1~2	"	国道359号(婦中町長沢)~国道471号(八尾町栃折)
"	5	(主) 富山上市線	2	"	国道41号線(向新庄)~市境(上市町)
"	6	(主) 富山立山公園線	2~4	"	富山上滝立山線(西町)~市境(立山町)
"	7	(主) 富山八尾線	2~4	"	小竹諏訪川原線(田刈屋)~富山環状線(田刈屋) 立山山田線(八尾町黒田)~砺波細入線(八尾町井田新)
"	8	(主) 砺波細入線	2	"	富山八尾線(八尾町井田新)~国道472号(八尾町福島) 富山庄川線(山田中村)~富山庄川線(山田中村)
"	9	(主) 立山山田線	2	"	国道41号(下大久保)~富山八尾線(八尾町黒田) 富山八尾線(八尾町黒田)~富山庄川線(山田小島) 市境(立山町)~富山上滝立山線(上滝)
"	10	(主) 新湊平岡線	2~4	"	市境(射水市)~国道8号(本郷)

指定 区分		路 線 名	車線 数	管理者	区 間
					富山西 IC (北押川)～境野新池多線 (平岡)
第 2 次	11	(主) 富山上滝立山線	2～4	富山県	国道 41 号 (荒町)～立山山田線 (三室荒屋)
"	12	(主) 富山高岡線	2～4	"	国道 41 号 (大手町)～市境 (射水市)
"	13	(主) 富山環状線	4	"	国道 415 号 (下飯野)～富山立山公園線 (天正寺) 富山八尾線 (田刈屋)～国道 359 号 (婦中町塚原)
"	14	(主) 富山庄川線	2	"	国道 359 号 (婦中町下瀬)～立山山田線 (婦中町道島) 立山山田線 (山田小島)～山田中核型地区センター (山田湯)
"	15	(主) 富山小杉線	4	"	富山環状線 (婦中町羽根)～下轡田西本郷線 (婦中町西本郷)
"	16	(主) 富山大沢野線	4	"	草島東線 (山室)～草島東 2 号線 (山室)
"	17	(主) 富山外郭環状線	2	"	富山大学附属病院 (婦中町友坂)～境野新 19 号線 (総野)
"	18	(一) 小竹諏訪川原線	4	"	富山八尾線 (田刈屋)～綾田北代線 (牛島本町)
"	19	(主) 富山滑川魚津線	2	"	国道 415 号 (水橋市田袋)～市境 (滑川市)
"	20	市道綾田北代線	4	富山市	八幡田稲荷線 (奥井町)～小竹諏訪川原線 (牛島本町)
"	21	市道富山駅北線	4	"	綾田北代線 (牛島新町)～小竹諏訪川原線 (牛島本町)
"	22	市道境野新池多線	2	"	小杉婦中線 (平岡)～杉谷平岡線 (境野新)
"	23	市道杉谷平岡線	2	"	境野新 19 号線 (境野新)～境野新池多線 (境野新)
"	24	市道境野新 19 号線	2	"	杉谷平岡線 (境野新)～富山外郭環状線 (総野)
"	25	市道総曲輪線	4	"	国道 41 号 (一番町)～富山立山公園線 (堤町通り)
"	26	市道草島東線	4	"	富山大沢野線 (山室)～国道 41 号 (掛尾町)
"	27	市道草島東 2 号線	4	"	富山大沢野線 (山室)～富山立山魚津線 (中川原)
"	28	市道下轡田西本郷線	4	"	富山小杉線 (婦中町西本郷)～田島宮ヶ島線 (婦中町田島)
"	29	市道田島宮ヶ島線	2	"	下轡田西本郷線 (婦中町田島)～宮ヶ島添島線 (婦中町宮ヶ島)
"	30	市道宮ヶ島添島線	2	"	田島宮ヶ島線 (婦中町宮ヶ島)～国道 359 号 (婦中町下轡田)
"	31	市道山田八尾線	2	"	砺波細入線 (山田宿坊)～山田宿坊
"	32	市道保内神通線	2	"	八尾町福島～八尾町中神通
"	33	市道新婦 1 号線	2	"	塩～国道 41 号 (上大久保)
第 3 次	1	国道 360 号	2	富山県	国道 41 号 (蟹寺)～県境
"	2	国道 415 号	2	"	立山水橋線 (水橋石割)～国道 8 号 (水橋北馬場)
"	3	(主) 富山魚津線	2～4	"	国道 8 号線 (田尻)～国道 415 号 (四方荒屋) 富山港線 (西宮)～水橋滑川線 (水橋中村町)
"	4	(主) 富山立山魚津線	2～4	"	国道 41 号 (西中野町)～草島東 3 号線 (中川原) 市道第 2 工業センター 1 号線 (古寺)～市境 (立山町)
"	5	(主) 富山八尾線	2～4	"	国道 8 号 (田尻南)～小竹諏訪川原線 (田刈屋) 国道 359 号 (婦中町塚原)～立山山田線 (八尾町大杉)

指定 区分	路 線 名		車線 数	管理者	区 間
第3次	6	(主) 富山戸出小矢部線	4	〃	富山小杉線 (栃谷) ～市境 (射水市)
〃	7	(主) 富山停車場線	2	〃	富山県庁線 (桜町) ～富山駅東線 (桜橋通り)
〃	8	(主) 小杉婦中線	2	〃	新湊平岡線 (平岡) ～国道 359 号 (婦中町長沢)
〃	9	(主) 立山山田線	2	富山県	富山上滝立山線 (上滝) ～国道 41 号 (下大久保)
〃	10	(主) 新湊平岡線	2	〃	境野新池多線 (平岡) ～小杉婦中線 (平岡)
〃	11	(主) 富山小杉線	4	〃	国道 41 号 (花園町) ～富山環状線 (婦中町羽根) 下轡田西本郷線 (婦中町西本郷) ～富山戸出小矢部線 (栃谷)
〃	12	(主) 富山大沢野線	2	〃	国道 41 号 (双代町) ～草島東線 (山室)
〃	13	(主) 富山外郭環状線	2	〃	富山笹津線 (新保) ～上栄城村線 (上栄) 上栄城村線 (城村) ～市境 (立山町) 富山上市線 (水橋開発) ～国道 8 号 (水橋小路)
〃	14	(主) 富山笹津線	2	〃	国道 359 号 (萩原) ～八尾大沢野線 (稲代)
〃	15	(一) 八幡田稲荷線	4	〃	国道 415 号 (中田) ～国道 41 号 (東町)
〃	16	(一) 小竹諏訪川原線	2	〃	綾田北代線 (牛島本町) ～神通町蜷川線 (神通町)
〃	17	(一) 下瀬小倉線	2	〃	富山庄川線 (婦中町下瀬) ～国道 472 号 (婦中町千里)
〃	18	(一) 八尾大沢野線	2	〃	富山笹津線 (稲代) ～国道 41 号 (高内)
〃	19	(一) 流杉町袋線	2	〃	国道 41 号 (金泉寺) ～国道 415 号 (針原)
〃	20	(一) 小杉吉谷線	2	〃	国道 359 号 (婦中町吉谷) ～市境 (射水市)
〃	21	(主) 立山水橋線	2	富山市	国道 415 号 (水橋石割) ～富山滑川魚津線 (水橋小出)
〃	22	市道上栄城村線	2	〃	富山外郭環状線 (上栄) ～富山外郭環状線 (城村)
〃	23	市道大泉稲荷線	2～4	〃	国道 41 号 (東町) ～富山立山魚津線 (大泉東町)
〃	24	市道神通町蜷川線	4	〃	小竹諏訪川原線 (神通町) ～国道 359 号 (黒瀬)
〃	25	市道富山駅東線	4	〃	富山停車場線 (千歳町) ～富山港線 (千歳町)
〃	26	市道富山駅西線	4	〃	県庁線 (宝町) ～小竹諏訪川原線 (神通町)
〃	27	市道神通町安養坊線	4	〃	小竹諏訪川原線 (神通町) ～富山環状線 (五福)
〃	28	市道青島小倉線	2	〃	新保 10 号線 (青島) ～国道 472 号 (婦中町小倉)
〃	29	市道古沢医薬大線	2	〃	富山小杉線 (古沢) ～富山大学附属病院 (杉谷)
〃	30	市道新保 10 号線	2	〃	青島小倉線 (新保) ～富山笹津線 (新保)
〃	31	市道総曲輪線	4	〃	神通町蜷川線 (鹿島町) ～国道 41 号線 (一番町)
〃	32	市道水橋滑川線	2	〃	富山魚津線 (水橋中村町) ～市境 (滑川市)

※出典：『富山市地域防災計画』富山市防災会議

◆ 関係法令（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

（平成28年告示第529号）（抜粋）

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するな

ど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び

耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95パーセントにすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を95パーセントとするためには、平成25年から平成32年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約650万戸（うち耐震改修は約130万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約3倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約4万棟（うち耐震改修は約3万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約2倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促

進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第2号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、同項第4号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第28条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第6条第1項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正法による改正前の法第5条第7項に基づき、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震

化を促進すべき建築物であり、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第1号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成25年法律第20号）（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住

宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合
特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

ない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二條 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）の敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五條 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

附 則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三條 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
 - 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
 - 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
 - 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
 - 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成25年政令第294号）（抜粋）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

- 第一条** 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。
- 2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
 - 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
 - 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれていない特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同

法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(耐震不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第四号に該当する増築又は改築の工事
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものをを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル

三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既

存耐震不適格建築物とする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

- 第九条** 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

・耐震改修促進法による指導の実施

(1) 指導及び助言

所管行政庁（富山市）は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修を適確な実施を確保する必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言を行います。（法15条第1項）

(2) 指示

一定規模以上の特定建築物で必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認める特定建築物の所有者に対し、必要な指示を行います。（法15条第2項）

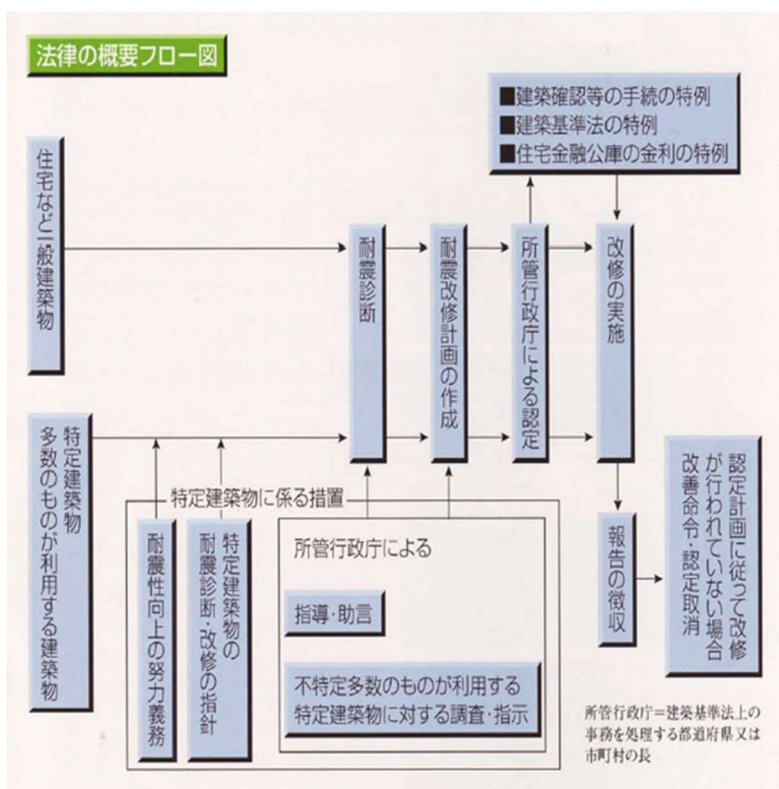
(3) 公表

前述の指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表します。公表に当たっては、当該建築物の利用者や周辺への危険性を勘案して実施します。

（法15条第3項）

(4) 立ち入り

その他、所管行政庁は指示及び公表にあたって、特定建築物の所有者に対し、地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又は職員に特定建築物に立ち入り建築物の状況や書類を検査させる場合があります。（法15条第4項）



参考：耐震改修促進法のフロー図

建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抜粋）

（勧告の対象となる建築物）

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

・建築基準法による勧告又は命令の実施

建築基準法第10条では、特定行政庁（※）、同法第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認める場合において、保安上必要な措置をとることを勧告することができます。また、場合によっては命ずることができることとなっています。

本市では、耐震改修促進法に基づき公表を行った建築物について著しく保安上危険であると認める場合においては、勧告又は命令する場合があります。

※特定行政庁とは、建築基準法第2条第1項35号の「特定行政庁」という。（富山県、富山市、高岡市）

◆ 耐震改修促進法における規制対象一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (多数の者が利用する建築物)	指示対象となる特定既存耐震 不適格建築物の要件	耐震診断義務付け 対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—	—
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
ホテル、旅館				
百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗				
卸売市場				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
幼稚園、保育所		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
博物館、美術館、図書館				
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車 又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他 これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を 貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	5,000㎡以上、かつ敷地境界 線から一定距離以内にある 建築物
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難 路の沿道建築物であって、前面道 路幅員の1/2超の高さの建築物 (幅員12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する 重要な避難路の沿道建築物で あって、前面道路幅員の1/2 超の高さの建築物(幅員12m 以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物		—	—	耐震改修促進計画で指定する 大規模な地震が発生した場合 においてその利用を確保する ことが公益上必要な建築物で 政令で定めるもの

お問い合わせ先

富山市活力都市創造部建築指導課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL : 076-443-2107

FAX : 076-443-2190

e-mail : kentikusidou-01@city.toyama.lg.jp